

旭川圏都市計画区域のうち旭川市における用途地域の指定のない区域内の建築物に関する建築基準法の規定による数値の指定

- 1 旭川圏都市計画区域のうち旭川市における用途地域の指定のない区域内の建築物に関する建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第52条第1項第6号，第53条第1項第6号，第56条第1項第2号二及び別表第3（に）欄の5の項の数値を，次の表に掲げる区域の区分に応じ，それぞれ同表(1)から(4)の欄に掲げるとおりとする。

区 域	区域面積 (h a)	(1)	(2)	(3)	(4)
		法第52条 第1項第6号 の数値 (容 積 率)	法第53条 第1項第6号 の数値 (建 ぺ い 率)	法第56条 第1項第2号 二の数値 (隣地斜線勾配)	法別表第3 (に)欄の5 の 項 の 数 値 (道路斜線勾配)
旭川圏都市計画区域 ファームヒルズ嵐山地区計画 の区域	約 1.18	5 / 1 0	3 / 1 0	2 . 5	1 . 5
都市計画区域のうち上記及び 用途地域の指定のある区域を 除く区域	約22,194.82	2 0 / 1 0	6 / 1 0	2 . 5	1 . 5

- 2 施行日 平成16年4月1日